

山梨県公報

第五十号

令和元年

十一月十八日

月 曜 日

目次

告示

- 保安林の指定の予定……………三六一
- 家畜伝染病の発生……………三六一
- 有害図書類の指定……………三六一
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三六二
- 令和元年度毒物劇物取扱者試験の実施……………三六二
- 松くい虫駆除命令内容の公表……………三六三
- 大規模小売店舗の所在地等の変更の届出……………三六四
- 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出(二件)……………三六四
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三六五
- 山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員……………三六六

告示

山梨県告示第三百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和元年十一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 保安林の所在場所 都留市朝日馬場字大鳥居二一、二二、二二の内一、二二一、二二二、二二三の一、与縄字下大鳥居一六八四の一三、一六八四の一四、一六八四の一六、一六八四の一七、字大鳥居一〇二二から一〇一四まで、一〇一六、一〇一七、一〇二八、一〇二九、一〇三三、一〇三四、一〇三四の二、一〇三五から一〇三七まで、一〇三七の一、一〇三八の一
- 二 指定の目的 水源の涵養

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第三百三十一号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生届出があった。

令和元年十一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	笛吹市	令和元年十一月八日

山梨県告示第三百三十二号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第四十三号)第五条第三項の規定により、次のものを有害図書類として指定し、令和元年十一月十九日から施行する。

令和元年十一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定する図書類(雑誌)の名称及び発行所

名 称	発 行 所
サマーエンジェル 水着のヒモをほどいたら…	(株) コアマガジン

彼女と僕のいえない秘密	(株) リイド社
シヨッキングラブストーリー	(株) 日本文芸社
終のすみか スペシャル シェアされる女編	(株) コアマガジン
セクハラ学園〜抵抗できない私たち〜	(株) コアマガジン
かみくじむら	(株) 少年画報社
SCHOOLGIRL	(株) コアマガジン
ダブル 背徳の隣人 スペシャル	(株) 日本文芸社
実話ローレンス	(株) スコラマガジン
漫画 大激闘	(株) 楽楽出版
50代からの男のゴラク	(株) 一水社

二 指定する理由 著しく性的感情を刺激し、甚だしく粗暴性を助長し、又は著しく犯罪を誘発する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

令和元年十一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 申請のあった年月日 令和元年十月三十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人くまちゃん

- 2 代表者の氏名 熊坂貞子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県中巨摩郡昭和町清水新居千六百六十六番地
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、高齢者・障害者及び児童・幼児に対し、介護活動やふれあいを大切に地域に深く根を下ろした福祉活動を行い、地域住民と密接な関係を育み、福祉の増進や住みよい街づくりに貢献し、以って地域社会の発展に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 令和元年十一月十二日から同年十二月十二日まで

● 令和元年度毒物劇物取扱者試験の実施
 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第八条第一項第三号の規定により、令和元年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和元年十一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時 令和二年二月一日（土）午前十時から正午まで
- 二 試験場所 甲府市池田一丁目六番一号 山梨県立大学池田キャンパス
- 三 試験の種類
 - 1 一般毒物劇物取扱者試験
 - 2 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
 - 3 特定品目毒物劇物取扱者試験
- 四 受験資格 学歴、年齢及び性別を問わない。
- 五 試験の方法及び科目
 - 1 筆記試験
 - (一) 毒物及び劇物に関する法規
 - (二) 基礎化学
 - (三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
 - 2 実施試験 毒物及び劇物の識別及び取扱方法
- 六 受験願書の提出先 甲府市に住所を有する者にあつては甲府市健康支援センターに、甲府市以外の県内に住所を有する者にあつては各保健福祉事務所（保健所）（支所を含む。以下同じ。）に、本人若しくは代理人が持参すること。県外に住所を有する者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に、本人若しくは代理人が持参又は郵送すること。
- 七 受験願書の受付期間等 令和元年十二月九日（月）から同月二十日（金）までの山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号に定める県の休日を除く日の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、

郵送による場合は、書留郵便とし、同月九日(月)から同月十三日(金)までの消印のあるものを有効とする。

八 提出書類

1 受験願書

2 住民票(本籍の記載があり、かつ、個人番号(マイナンバー)の記載がないもので、発行日から六月以内のものに限る。)

3 写真(出願前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦四・五センチメートルかつ横三・五センチメートルのものであって、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄に貼り付けること。)

九 受験手数料 一万五百円(受験願書に一万五百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。)

十 合格者の発表 令和二年三月五日(木)午前十時に山梨県庁東側、甲府市健康支援センター及び各保健福祉事務所(保健所)の掲示板並びに山梨県福祉保健部衛生業務課のホームページにおいて受験番号で発表する。また、合格者には合格証書を交付する。

十一 問合せ先 詳細に関しては、山梨県福祉保健部衛生業務課(電話〇五五―二二三―一四九一)に問い合わせること。

● 松くい虫駆除命令内容の公表

森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

令和元年十一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 区域及び期間

1 区域 甲斐市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする(「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)

2 期間 令和元年十二月九日から同月十六日まで

二 森林病害虫等の種類 森林病害虫等防除法第二条第一項第一号に規定する松くい虫三行うべき措置の内容

1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をはく皮

したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であって、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む)をいう。以下同じ。)を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由 一の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況に鑑み、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、一の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

1 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、三により申請書を提出する場合は、この限りでない。

3 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、中北林務環境事務所を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。

4 知事は、三に規定する樹木、三二に規定する伐採跡地又は三三に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が、一に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

5 知事は、四の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

6 一 一の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、令和元年十二月二日までに、知事に対し、理由を記載した文書を提出して不服を申し出ることができる。

● 大規模小売店舗の所在地等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社カインズ 代表取締役 高家正行 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

二 届出の概要
 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 カインズホーム富士吉田店 山梨県富士吉田市上吉田東六丁目五番四十号

2 変更した事項
 (一) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
山梨県富士吉田市上吉田字城山東 三千七百九十七番一	山梨県富士吉田市上吉田東六丁目五 番四十号

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅 埼玉県本庄市東富田八十八番地二	株式会社カインズ 代表取締役 高家正行 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番 一号

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅 埼玉県本庄市東富田八十八番地二	株式会社カインズ 代表取締役 高家正行 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番 一号

3 変更の年月日 平成二十五年十一月十八日外
 三 届出年月日 令和元年十一月五日
 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年三月十八日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十一月十八日

届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社カインズ 代表取締役 高家正行 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

二 届出の概要
 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 カインズホーム甲西店 山梨県南アルプス市西南湖字上河原三百二十五番

2 変更した事項
 (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社カインズ	株式会社カインズ

代表取締役 土屋裕雅 埼玉県本庄市東富田八十八番地二	代表取締役 高家正行 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番 一号
-------------------------------	--------------------------------------

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅 埼玉県本庄市東富田八十八番地二	変更後 株式会社カインズ 代表取締役 高家正行 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番 一号
--	---

- 3 変更の年月日 平成二十五年十一月十八日外
届出年月日 令和元年十一月五日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年三月十八日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出が
あつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり
公告し、及び縦覧に供する。

令和元年十一月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 株式会社カイ
ンズ 代表取締役 高家正行 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号 外一者
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 カインズスーパーセンター都留店 山梨県都
留市井倉字美通三百二十八番地一外

- 2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代
表者の氏名

変更前 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番 一号 外一者	変更後 株式会社カインズ 代表取締役 高家正行 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番 一号 外一者
---	---

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前 株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番 一号 外二者	変更後 株式会社カインズ 代表取締役 高家正行 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番 一号 外二者
---	---

- 3 変更の年月日 平成三十一年三月一日
届出年月日 令和元年十一月五日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年三月十八日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
に関する工事は、完了した。

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 甲州市勝沼町勝沼字上川久保二千五百四
十三番一から二千五百四十三番十まで、二千五百四十八番一から二千五百四十八番六
まで、二千五百五十番一から二千五百五十番七まで、二千五百五十五番一から二千五
百五十五番六まで、二千五百五十七番一、二千五百五十七番三から二千五百五十七番
十二まで、二千五百六十一番一及び二千五百六十一番三から二千五百六十一番二十八

まで並びに同町上岩崎字狐原八百八番一及び八百八番四、道並びに水の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲州市勝沼町勝沼二千五百六十二番二 勝沼ワイン村株式会社 代表取締役 高野英一

教育委員会

● 山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員
令和二年度山梨県公立高等学校及び山梨県立特別支援学校の入学者募集定員を次のとおり定める。

令和元年十一月十八日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

令和2年度山梨県公立高等学校入学者募集定員

【全日制課程】

学 校 名	学 科 (コ ー ス) 名	定 員	計
北 杜	普通科	80	190
	うち理数コース	[25]	
	総合学科	110	
韭 崎	普通科	200	230
	文理科	30	
韭崎工業	※工業科(電子機械科・電気科・情報技術科・ 環境化学科・システム工学科・制御工学科)	160	160
甲府第一	普通科	180	250
	探究科	70	
甲府西	普通科	220	220
甲府南	普通科	200	240
	理数科	40	
甲府東	普通科	240	240
	うち理数コース	[40]	
甲府工業	機械科	80	280
	電気科	80	
	建築科	40	
	土木科	40	
	電子科	40	
甲府城西	総合学科	250	250
甲府昭和	普通科	240	240
農 林	システム園芸科	30	150
	森林科学科	30	
	環境土木科	30	
	造園緑地科	30	
	食品科学科	30	
巨 摩	普通科	200	200
	うち理数創造コース	[40]	
白 根	普通科	130	130
	うち文理コース	[30]	
青 洲	普通科	140	275
	※工業科(機械工学科、土木工学科)	60	
	※商業科(ビジネス探究科・ビジネス情報科)	75	
身 延	総合学科	80	80

学 校 名	学 科 (コ ー ス) 名	定 員	計
笛 吹	普通科	120	270
	食品化学科	30	
	果樹園芸科	30	
	総合学科	90	
日 川	普通科	220	220
山 梨	普通科	150	150
	うち英理総合コース	[30]	
塩 山	普通科	80	130
	うち英数コース	[25]	
	※商業科(商業科・情報ビジネス科)	50	
都 留	普通科	200	200
上 野 原	総合学科	120	120
都留興譲館	普通科	100	225
	英語理数科	25	
	※工業科(機械工学科・電子工学科・ 制御工学科・環境工学科)	100	
吉 田	普通科	200	240
	理数科	40	
富士北稜	総合学科	260	260
富士河口湖	普通科	180	180
甲府商業	商業科	165	260
	情報処理科	95	
甲 陵	普通科	80	80
合 計			5,470

(注)1 定員欄及び前期募集人員欄の[]は、普通科のコースの定員であり、当該普通科の募集定員の内数である。

2 韮崎工業高校は、工業科六学科を一括して募集する。

3 青洲高校は、工業科二学科、商業科二学科をそれぞれ一括して募集する。

4 塩山高校は、商業科二学科を一括して募集する。

5 都留興譲館高校は、工業科四学科を一括して募集する。

6 甲陵高校は、県立高校(甲府商業を含む)とは異なる独自方式による入試を実施する。同校の前期募集人員は、甲陵高校が定める。

○隣接都県募集

学 校 名	対 象 都 県	学 科 ・ コ ー ス	定 員 の 上 限
北 杜	長野県	普 通 科	7
		普通科理数コース	3
		総 合 学 科	20
身 延	静岡県	総 合 学 科	30
上 野 原	東京都、神奈川県	総 合 学 科	30

(注)「隣接都県募集」は、山梨県以外の「対象都県」からの募集を示す。

○全国募集

学 校 名	学 科	定 員	計
甲 陵	普 通 科	40	40

(注)「全国募集」は、山梨県以外の都道府県からの募集を示す。

【定時制課程】

学 校 名	昼夜別	学 科 名	定 員	計	
韭 崎	昼	普 通 科	40	40	
甲府工業	夜	※工業科(機械科・ 電気科・建築科)	120	120	
巨 摩	夜	普 通 科	40	40	
山 梨	夜	普 通 科	40	40	
都 留	夜	普 通 科	40	40	
中 央	昼	午前部	普 通 科	60	200
		午後部	普 通 科	60	
	情報経理科		40		
	夜	夜間部	普 通 科	20	
			情報経理科	20	
	ひばりが丘	昼	普 通 科	30	
情報経理科			30		
夜		普 通 科	30		
合 計				570	

(注) 甲府工業高校は、工業科三学科を一括して募集する。

【通信制課程】

学 校 名	学 科 名	定 員	計	第1期募集人員	計
				中 央	普 通 科
衛生看護科	20	12			

令和2年度山梨県立特別支援学校入学者募集定員

学 校 名	部	学 科 (コ ー ス) 名	定 員
盲	幼稚部		若干名
	高等部	普通科	8
		普通科(重複障害)	若干名
		保健理療科	8
		専攻科・保健理療科	8
専攻科・理療科	8		
ろう	幼稚部		若干名
	高等部	普通科	8
		普通科(重複障害)	若干名
甲府支援	高等部	普通科	8
		普通科(重複障害)	若干名
あけぼの支援	高等部	普通科	8
		普通科(重複障害)	若干名
わかば支援	高等部	普通科	32
		普通科(重複障害)	若干名
やまびこ支援	高等部	普通科	16
		普通科(重複障害)	若干名
ふじざくら支援	高等部	普通科	16
		普通科(重複障害)	若干名
かえで支援	高等部	普通科	32
		普通科(重複障害)	若干名
桃花台学園	高等部	産業技術科	48

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番

山梨県公報 第五十号 令和元年十一月十八日